

無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書

我が国は国民皆保険にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療にかかれな
い方も少なくありません。沖縄県内においても、こどもの貧困が全国ワースト
1であり、格差と貧困が広がっており、経済的困難な方が多数おられます。そ
のような方に対しては、一定の基準を満たせば、社会福祉法第2条第3項第9
号の「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（無料低額
診療事業）」を実施している医療機関において診療を受けることができます。

しかし、医療分業が進展する昨今において、保険薬局は無料低額診療事業の
対象事業所になれないことから、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医
療機関を受診された患者の薬の自己負担はその対象となっていないため、治療
を中断する事態も生まれています。

深刻な状況を受け、自治体独自に無料低額診療制度を受けている患者に対し
保険薬局での薬代の助成実施が広がっており、利用者から喜ばれています。沖
縄県内では那覇市が薬代の助成を行っております。この制度を確実に生活困難
者の受療権を守ることができるよう、安心して無料低額診療事業が受けられる
よう、保険薬局を対象事業所とするよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月22日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣